

# 答 申

諮問第 38 号

## 第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった非開示決定を取り消し、開示請求に係る対象公文書を再度特定し、改めて決定をすべきである。

ただし、開示請求に係る対象公文書の特定にあたっては、公文書開示請求書の「不当な目的（宅地造成等規制法違反を認めさせるための工事妨害）のために」の記載により対象公文書を限定することなく、当該記載がないものとして、また、「公表」については、「関係業者に対して行政指導を行うに際して話すことを含め異議申立人以外の者に対して話すこと」と解釈して特定を行い、その旨決定通知書に明記すべきである。

## 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、平成 17 年 4 月 3 日付けで「和歌山県東牟婁郡における平成 16 年度宅地造成等規制法違反の疑いと称して不当な目的（宅地造成等規制法違反を認めさせるための工事妨害）のために、都市政策課職員 が依頼業者に公表した宅地造成等規制法違反に関する情報内容。平成 16 年 8 月 12 日より工事ができないため。」について開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1 の開示請求に対して、平成 17 年 4 月 14 日付けで「不当な目的（宅地造成等規制法違反を認めさせるための工事妨害）のために」及び「依頼業者に公表した」という表現について次の理由により補正を求めた。
  - (1) 「不当な目的（宅地造成等規制法違反を認めさせるための

工事妨害)のために」の表現は、主観的な判断を記載しているため、公文書の特定ができない。

(2) 「依頼業者に公表した」については、異議申立人に公文書で既に通知しているとおり、職務上知り得た個人情報に関して、公表した事実がないため、公文書の特定ができない。

3 異議申立人は、2の補正通知に対して平成17年4月18日付けで次の理由により補正しない旨回答した。

(1) 「不当な目的(宅地造成等規制法違反を認めさせるための工事妨害)のために」及び「依頼業者に公表した」は、主観的な想像による虚偽の申請をしているのではなく、私の宅地造成等規制法違反に関する情報を公表したことは事実であり、そのことにより工事依頼業者から工事依頼拒否をされ工事妨害を受けていることも事実である。

(2) 違反担当課よりなされた違法行為は、客観的にみても事実であり開示請求をする理由付けとして、公文書開示請求書を補正する必要はない。

(3) 「公文書の特定ができません。」とのことだが、開示請求の趣旨を十分理解されていると思われるので、不利益処分による工事妨害にならないように直ちに開示して欲しい。

4 実施機関は、3の補正しない旨の回答を受け、「公文書を特定できない」ことを理由として非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成17年5月2日付けで異議申立人に通知した。

5 異議申立人は、平成17年5月5日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「開示請求を行った公文書の開示を求める」というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における意見及び説明の陳述を行わなかった。

- (1) 実施機関は、「個人情報に関して公表した事実はない」と主張しているが、異議申立人からの苦情の申出に対する回答において、同人が工事・設計を依頼した業者に対して宅地造成等規制法違反と断定したことを公表したと認めている。
- (2) (1)が原因となり、すべての依頼業者より依頼拒否を受け今日に至っている。こうしたことが合法を装って再度行われるなら宅地造成等規制法違反と認めない限り永久に工事・設計・測量等を行うことができなくなる。
- (3) 異議申立人が工事・設計・測量等を依頼した業者と県との平成16年9月10日以降のやり取りの詳細情報が、先般の開示請求により開示された「  
跡地の件」の1枚以外、他に何も開示されていない。  
一刻も早い全ての情報公開を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示処分理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- 1 公文書開示請求書には、「不当な目的（宅地造成等規制法違反を認めさせるための工事妨害）のため」と記載されているが、この表現は異議申立人の主観的な判断を記載したものであり、不当な目的のために行政指導を行ったことはない。また、「依頼業者に公表した」と記載されているが、担当職員が職務上知り得た個人情報に関して公表した事実はない。

異議申立人は、実施機関が同人からの苦情の申出に対する回答において、同人が工事・設計を依頼した業者に宅地造成等規制法違反であることを公表したと実施機関が認めている旨主張してい

るが、関係業者に対して違反是正のための行政指導に必要な情報のみを話していると回答しているのであり、公表したと認めているものではない。

- 2 平成17年4月14日付けで「不当な目的（宅地造成等規制法違反を認めさせるための工事妨害）のため」及び「依頼業者に公表した」という記載について補正を求めたが、同月18日付けで補正しない旨の回答があった。
- 3 本件宅地造成等規制法違反の疑いのある工事に対しては、行政指導を行っている。しかし、1及び2に記載しているように公文書開示請求書に記載されている主観的判断の表現、事実を誤認している表現について異議申立人が補正に応じなかったため、公文書が特定できないことを理由として、条例第11条第2項の規定により本件処分を行った。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 開示請求対象公文書の特定について

本件では、開示請求対象公文書の特定（以下、「公文書の特定」という。）にあたって、実施機関の担当職員が「不当な目的（宅地造成等規制法違反を認めさせるための工事妨害）のため」に異議申立人が依頼した業者に行政指導を行ったか否か、また、当該行政指導において実施機関の担当職員が当該業者に宅地造成等規制法違反に関する情報について話をしたことが「公表」に当たるか否かについて、実施機関と異議申立人との間で見解の相違があるため、実施機関は、「公文書の特定ができない」として、非開示決定を行ったものである。

したがって、当審査会は、実施機関の公文書の特定の適否について審査する。

- (1) 公文書開示請求書に記載された不当な目的の行政指導であるか否かといった行政指導に対する評価や公表などの文字の

解釈（以下「行政指導に対する評価等」という。）について実施機関と開示請求者の間で見解の相違がある場合、実施機関の見解に基づき公文書の特定をするならば、常に「公文書を保有していない（公文書を作成又は取得していない）こと」又は「公文書の特定ができないこと」を理由として非開示決定が行われることとなる。一方、開示請求者の見解に基づき公文書の特定をするならば、実施機関は、自らの見解とは異なった判断をせざるを得なくなり、いずれも適切な公文書の特定とは言い難い。

- (2) 情報公開制度の目的である開かれた県政をより一層推進するためには、可能な限り多くの情報を開示すべきであることからすると、行政指導に対する評価等により開示請求に係る対象公文書を限定するのではなく、行政指導に対する評価を行わない形で当該行政指導を記録した公文書を広く対象公文書として特定し、また、文字の解釈については、その文字の本来の意味としてのみ解釈するのではなく、より広い意味で解釈した上で公文書の特定をすべきであると考えます。

その上で、公文書開示請求書に記載されたそのままの形ではなく、上記のように開示請求に係る対象公文書をより広く捉えた形で公文書の特定をした旨決定通知書に明記すべきであると考えます。

- (3) 上記(2)のように公文書の特定をした場合、開示請求者としては、自己の見解に沿った公文書の開示とはならないものの開示された公文書を適宜他の情報と照合することにより自己の見解が正しいか否かを判断できるのであり、一方、実施機関としては、開示請求に係る対象公文書をより広く捉えた形で公文書の特定をした旨決定通知書に明記することにより自己の見解と異なった判断をすることとはならないのであり、かつ、情報公開制度の目的に沿った公文書の特定となると考えます。

したがって、実施機関が、行政指導に係る評価等について

自身の見解でのみ判断し、「公文書の特定ができない」としたことは、適切な公文書の特定とは認められない。

- (4) 本件の場合、実施機関は、本件宅地造成等規制法違反の疑いのある工事については、関係業者に対して行政指導を行っていること、また、当該行政指導を行う上で必要な情報を関係業者に話していることを認めている。

したがって、上記(2)に記載しているように公文書の特定にあたっては、公文書開示請求書の「不当な目的（宅地造成等規制法違反を認めさせるための工事妨害）のために」の記載により対象公文書を限定することなく、当該記載がないものとして、また、「公表」については、その文字の意味である「広く世間に知らせること」と解釈するのではなく、より広く捉えて、「関係業者に対して行政指導を行うに際して話すことを含め異議申立人以外の者に対して話すこと」と解釈して本件工事に関する行政指導についての公文書の特定をすべきであると考えます。

その上で、上記のように公文書の特定をしている旨決定通知書に明記すべきであると考えます。

- 2 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成17年5月16日	諮問（実施機関）
平成17年6月1日	実施機関からの理由説明書を受理
平成17年6月17日	異議申立人からの意見書を受理

平成17年7月15日	審議
平成17年7月29日	実施機関からの意見及び説明聴取
平成17年8月17日	審議
平成17年10月14日	審議